

令和 6 年 12 月 10 日

市政記者クラブ 様

東区役所総務課：山本
電話：052-934-1110
防災危機管理局危機対策課：山田
電話：052-972-3522

東区における不発弾に関する情報について（第 6 報）

標題の件につきまして、令和 6 年 12 月 15 日（日）に予定をしております不発弾の処理作業のスケジュール、道路交通規制、公共交通機関等への影響及び当日の取材対応について、お知らせいたします。

なお、記者クラブ加盟各社におかれましては、道路交通規制及び公共交通機関等への影響に関する広報につきましてご協力いただきますようお願い申し上げます。

1 避難対象区域

発見現場から概ね半径 300 メートル以内の区域

(1) 関係学区

葵学区、筒井学区

(2) 避難対象世帯数及び人数

2,405 世帯 / 3,759 名

2 処理作業スケジュール（予定）

令和 6 年 12 月 15 日（日）

時 間	内 容
午前 8 時 30 分～	避難広報開始、避難所開設
午前 9 時 00 分～	警戒区域（災害対策基本法第 63 条）の設定 避難誘導開始、防犯・防火警備開始
午前 9 時 30 分～	道路交通規制開始
～午前 10 時 00 分	避難完了確認
午前 10 時 00 分～	信管除去作業開始
未 定	信管除去後、本部長現地確認 ↓ 本部長による安全宣言、不発弾搬出作業開始 ↓ 避難解除、道路交通規制解除
信管除去から 約 1 時間後	不発弾搬出作業完了

※ 信管除去作業終了は、夕方以降になる場合もあります。

3 道路交通規制及び公共交通機関等への影響について（第 4 報から変更なし）

(1) 一般道路

ア 規制区間：別紙 1 参照

イ 規制時間：午前 9 時 30 分頃から規制解除まで

- (2) 名古屋市営地下鉄
運休区間について（別紙 2 参照）

路線名	運休区間	運休時間	備 考
東山線	栄～池下	午前 9 時 30 分から 規制解除時間まで	運休区間の駅について、 運休中も出入口は開門 しています。
桜通線	太閤通～今池		

詳細は交通局
ウェブサイトをご
覧ください。



- (3) 名古屋市営バス
う回運行及びそれに伴い休止するバス停について（別紙 3 参照）

系 統	行 先	区 間	休止バス停	休止時間
栄 15	新守山駅	豊前～高岳	桜通車道 1 番、2 番停	午前 9 時 30 分頃 から規制解除時 間まで
	栄		水筒先 1 番、2 番停	
東巡回			布池 1 番、2 番停	
	茶屋ヶ坂	高岳～代官町	布池 1 番停	
	大曾根	平田町～高岳	代官町 1 番停	
			布池 2 番停	

上記区間において、不発弾処理に係る交通規制範囲外にう回運行し、休止バス停には停車しません。う回運行により遅延が生じることがあります。

- (4) 航空機
空の便に影響はありません。

4 不発弾処理の取材対応について

- (1) 日 時
令和 6 年 12 月 15 日(日)午前 8 時 30 分から
- (2) 場 所
東区役所 4 階講堂（名古屋市東区筒井一丁目 7 番 74 号）
※講堂内に報道機関席を設置しますのでご利用ください。随時処理作業の情報を提供させていただきます。
- (3) 現地公開
自衛隊による不発弾の現地公開を、安全宣言後に予定しております。
現地公開場所への移動につきましては、区職員が公用車で先導しますので、当日配布する指定の標章を掲示した車でご移動をお願いいたします。

5 その他

- (1) 同報無線での広報について
当日は同報無線による広報を 3 回行います。
（午前 8 時 30 分、午前 9 時、安全宣言発出後）
- (2) 当日における処理作業の終了については、次の方法で確認することができます。

- ア 名古屋市公式ウェブサイト <http://www.city.nagoya.jp/>
- イ 名古屋おしえてダイヤル （電話：052-953-7584）
- ウ 名古屋市公式 LINE （事前に友達登録が必要になります）
- エ 東区役所公式 X

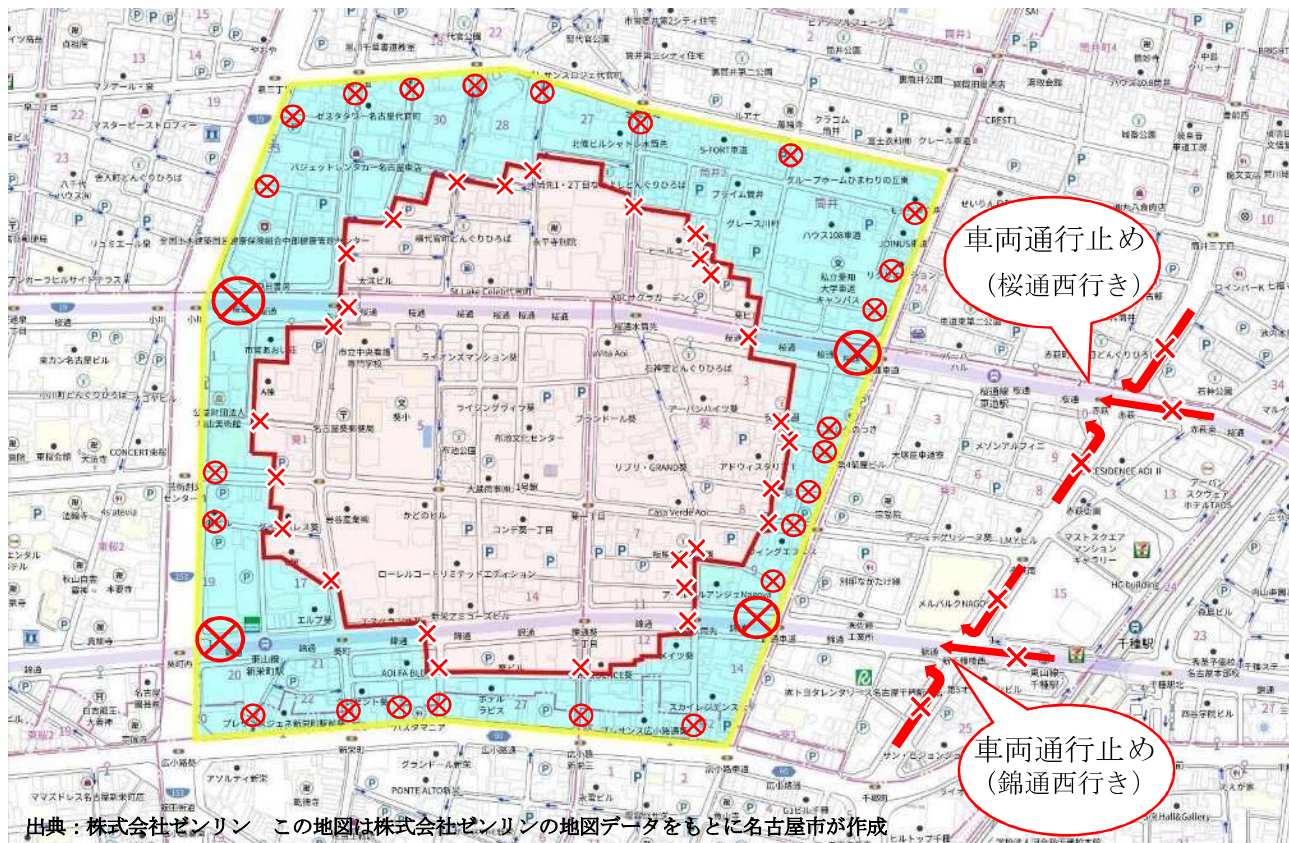


名古屋市公式ウェブサイト 名古屋おしえてダイヤル 名古屋市公式 LINE 東区役所公式 X

★取材に関するお願い★

処理作業中は、ヘリコプター等による現地上空からの取材はご遠慮ください。
取材中は社の腕章等を着用し、所属機関を明示するようにしてください。

災害対策基本法第 63 条に基づく警戒区域および交通規制



凡例	 警戒区域	×	←×
	 車両進入規制区域	⊗	〔 桜通及び錦通の一部車線を規制します。〕

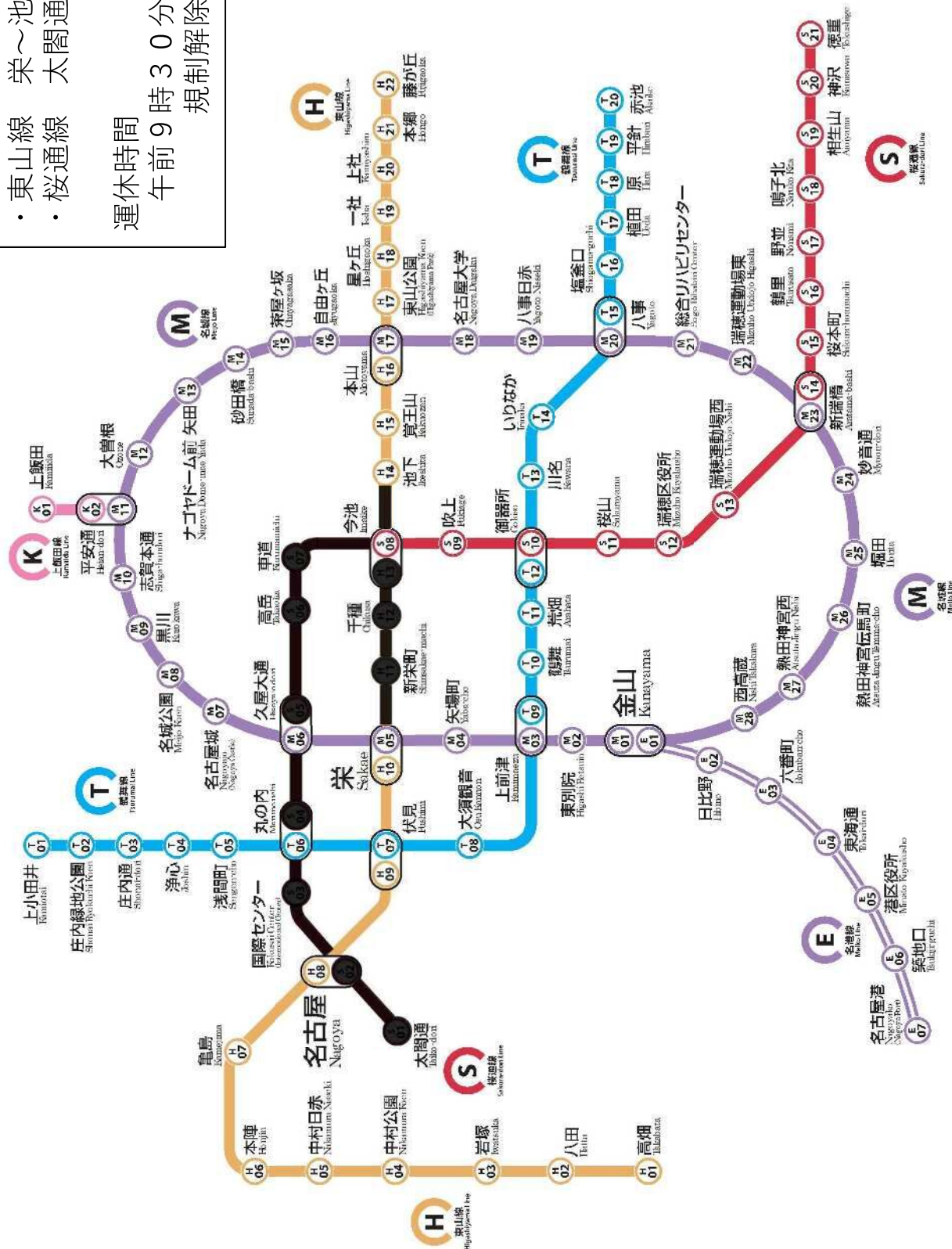
交通規制について

- ・警戒区域境界での混乱を防ぐため警戒区域手前交差点等で車両通行止めとします。
- ・車両進入規制区域()にお住まいの方は、信号機のある交差点にいる警察官に声を掛けたのち、車両で進入・退出することが可能です。

令和6年12月15日（日） 地下鉄運休区間

運休区間
 ・ 東山線 栄～池下
 ・ 桜通線 太閤通～今池

運休時間
 午前9時30分～
 規制解除時間まで



令和6年12月15日(日)

市バス う回経路図

予備日である12月22日(日)に行われる場合は
同日同様のう回運行等を実施します



栄15				東巡回			
新守山駅ゆき		栄ゆき		茶屋ヶ坂ゆき		大曾根ゆき	
布池 ①番のりば	10:26	桜通車道 ②番のりば	9:40	布池 ①番のりば	9:35	代官町 ①番のりば	10:14
水筒先 ①番のりば	10:27	水筒先 ②番のりば	9:41			布池 ②番のりば	10:16
桜通車道 ①番のりば	10:29	布池 ②番のりば	9:42				

※上記時刻のバスから、う回運行いたします (規制解除まで)



凡 例

- 運行経路
- 栄15 (Green line)
 - 東巡回 (Blue line)
- う回経路
- 栄15 (Green dashed line)
 - 東巡回 (Blue dashed line)
- 一時休止停 (Red X with bus icon)